

令和4年度の当連合会の事業は、令和3年度第6回理事会（令和4年3月18日開催）にて承認された令和4年度事業計画及び令和4年度収支予算に基づき行われた。

本報告書は、当連合会が令和4年度に行った事業について取りまとめたものである。

## ○最重点施策

- ・自動車関係諸税の抜本的な見直しへの対応
- ・軽自動車OSS（新車新規）導入への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
- ・流通改善対策の推進

## ○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行業業の取り組みと拡大推進
- ・組織の自立運営の支援
- ・本部経費削減の取り組み推進
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進
- ・軽自動車の自動検査証電子化に向けた適切な準備・対応
- ・事務所等における流通確認業務の効率化検討並びに流通確認印鑑登録事業者の対象範囲拡大検討
- ・カーボンニュートラル社会の実現に向けた政策支援要望

## 1. 軽自動車の理解促進事業

軽自動車の理解促進事業は、軽自動車の社会公共的な重要性和特性を広く一般に訴えて軽自動車

制度の維持への理解促進を図るための事業である。

### （1）軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

軽自動車新車販売速報等の新車資料等を整理し自動車産業記者会（全国紙、専門紙、Web系30社）及び全軽自協記者会（業界紙14社）などの報道機関に対して、毎月定例で資料を配布している。また、令和4年8月26日には「軽自動車の世帯当たりの普及台数について」の資料を発表した。

### （2）軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、昨年度に引き続き諸手続き方法を掲載するとともに、事務所窓口及び電話等による相談に対応した。

### （3）全軽HPの運営状況

全軽HPへのアクセス件数（平成29年度以降はGoogle Analyticsのセッション数）は、令和4年度は55万7,292件となっており、ここ数年はほぼ同程度で推移している。

### （4）軽自動車普及拡大のための理解促進対策

今年度のキャンペーンでは、従来と同様にキャッチコピー「日本の原動力、軽自動車。」を継続使用するとともに、令和3年度に制作したムービーを中心とするクリエイティブを昨年度に引き続き使用する形で実施した。

具体的には、全国ネット番組提供CMを2本と、首都圏・関東の一部を除く全国の準キー局とネット局合計31局でスポットCMを放映した。

また、動画再生サイトのYouTube（ユーチューブ）にCMムービー15秒、30秒、30秒字幕付き、ロングバージョン（80秒）を掲載するとともに、同媒体内での広告を実施した。掲載動画の再生回数は、令和4年10月24日から12月31日の期間で、15秒バージョンが81回、30秒バージョンが過去最高の20万1,636回、字幕付きバージョンが232回、ロングバージョンが7,197回となり、昨年の再生回数実績を大幅に上回った。YouTube広告の実施期間は、同年10月24日から12月4日の42日間、

広告の表示回数は508万4,701回、100%再生視聴数は203万617回となった。

### (5) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

当連合会の令和5年度税制改正等要望については、関係省庁の令和5年度税制改正要望ならびに令和5年度予算の概算要求、自動車関係団体の要望内容等を踏まえ、9月22日に機関決定となった。

機関決定された要望書は、「軽自動車の会」顧問・委員をはじめ、関係国会議員に提出するとともに、11月以降、与党の関係部会や議員連盟等の税制改正ヒアリングへの出席時や、与党税制調査会関係の国会議員に直接陳情を行う際に提出し、軽自動車ユーザーに対する理解と配慮を求めた。

特に、11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党の税制調査会幹部や関係部会の部会長と直接面談し、陳情・要望する機会を持つなど、与党国会議員に対して軽自動車業界のスタンスや販売の現状などを説明するとともに、積極的に要望活動を行った。

自民党の有志による勉強会である「軽自動車の会」は、6月1日に第34回、11月15日に第35回が開催された。第34回「軽自動車の会」は、3年ぶりに懇談会形式で開催され、新たに加わった9名の委員の紹介も含め、当連合会の正副会長や地元軽協の会長・専務理事、特別会員幹部役職員と「軽自動車の会」委員との間で様々な情報交換が行われた。

これらの要望活動の結果、現行の減免対象を令和5年末まで据え置く措置が取られ、軽自動車税の環境性能割の税率区分においても同様の対応が取られた。なお、走行距離課税や出力課税などは、今回の大綱に具体的な記載はされることがなく決着した。

### (6) カーボンニュートラル社会の実現に向けた対応

令和5年度税制改正要望に「予算措置等の要望事項」を加え、一体的にカーボンニュートラル社会の実現に向けた要望活動を実施した結果、経産

省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、令和4年度補正予算で700億円、令和5年度当初予算で200億円が計上され、また「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において、令和4年度補正予算で200億円、令和5年度当初予算で100億円が計上される結果となった。

### (7) 日本自動車工業会による「軽トラ市」支援活動への協力

当連合会は、一般社団法人日本自動車工業会より令和4年度における支援活動を全国に広げるにあたっての協力要請を受け、告知や実地応援について現地軽自動車協会に協力を依頼したほか、10月に長野県長野市篠ノ井駅前商店街で開催された「第7回全国軽トラ市in長野しののい」では現地に赴くなど、軽トラ市の活性化への協力を積極的に取り組んだ。

## 2. 軽自動車統計情報提供事業

軽自動車の販売台数及び保有車両数等について、月別、年別、都府県地区別に集計し、全軽HPに掲載するとともに、報道機関に資料として提供した。

軽二輪車については、国土交通省から「新車・中古車の新規検査・届出、記載変更、返納」のデータ提供を受け、流通統計月報等を作成し、全軽HPに掲載するとともに、報道機関に提供した。なお、軽二輪新車販売台数のHP掲載日については、集計業務等の見直しにより2日前倒しとなり、令和5年3月分から翌月第4稼働日とした。

## 3. 軽自動車検査情報の提供事業

当連合会は、平成20年4月16日に軽自動車検査協会より情報提供機関として承認を受け、「軽自動車検査情報提供システム」を運用し軽自動車検査情報の電子的提供を行っている。今年度の主な情報提供先は、環境省水・大気環境局自動車環境対策課、公益財団法人自動車リサイクル促進センター、九都県市〔埼玉県、千葉県、東京都、神奈

川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市〕首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会と業務委託契約締結者、損害保険会社、その他の企業。

また、当連合会は、平成20年3月19日に情報提供機関の必須条件である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格である

「ISO/IEC27001 / JIS Q 27001」の認証を取得している。なお、令和4年度は、当該認証の更新時期に当たっており、コンサルタントの指導のもと、過去3年の指摘内容を振り返り、改善・是正状況を確認するとともに、令和4年4月の「個人情報保護法」の改正に伴い、「個人情報保護方針」、「個人情報保護基本規程」及び「個人情報保護マニュアル」の改定を行い、令和4年12月19～20日にマネジメントシステム審査登録機関（日本検査キューエイ株）による更新審査を受け、適用規格の要求事項に適合していると認められ、登録更新となった。

#### 4. 軽自動車の防犯・法令順守促進事業

##### （1）軽自動車の不正流通防止対策（流通確認）の維持・継続

行政手続きの簡素化等の観点から、令和3年1月より申請書等の押印・署名が廃止されたが、不正流通を防止する観点から、所有者の印鑑を確認する流通確認業務の必要性を引き続き会員ディーラーや一般の来場者へ説明し、適切に実施した。

##### （2）事務所等における流通確認業務の効率化検討並びに流通確認印鑑登録事業者の対象範囲拡大検討

申請書等の押印廃止により、当連合会の流通確認業務の対象事業者（印鑑登録事業者）の対象範囲外の事業者から、流通確認を希望する声が本部に寄せられていることから、全国事務所の中から選出されたメンバーの他、本部役職員を含めたプロジェクトチームにおいて、作業スケジュールの策定、方向性の確認、進捗状況の共有、作業分担の見直し等のプロジェクト管理等を中心として活

動した。

##### （3）軽自動車の防犯情報提供の協力

事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は1件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が発見し不正な手続きを未然防止したものである。

#### 5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

##### （1）軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

国土交通省及び不正改造防止推進協議会（当連合会を含む自動車関係33団体で構成）が中心となって実施している不正改造車を排除する運動、国土交通省及び自動車点検整備推進協議会（当連合会を含む自動車関係31団体で構成）が中心となって行っている自動車点検整備推進運動についても、ポスターの掲示、チラシ及び小冊子の配布を全国的に展開した。

自動車整備人材が不足する中、当連合会を含む自動車整備事業の関係16団体が設置した「自動車整備人材確保・育成推進協議会」に幹事団体として参画し、バーチャル工場見学360度動画の制作や整備士のオリジナルソングの作成、それを利用したTikTok動画プロモーションやTwitterを利用したイメージアッププロモーションの実施に協力した。

##### （2）軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

自賠責保険制度のPRの推進のため、都府県地区軽自動車協会の会員等の店頭でのポスター掲示とリーフレットの配置及び運輸支局等の行う街頭活動等の機会を通じて、自賠責保険・共済への加入促進と無保険車・無共済車による運行の危険性、違法性の周知を図った。

##### （3）軽自動車のリコール情報の提供

一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社へ提供を行った。当年度における軽自動車検査情報は

1,148 万件であった。

また、軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社へ提供を行った。当年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は53.6万件であった。

#### （４）軽自動車の引取等のリサイクルの推進

経済産業省の産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議の委員として、自動車リサイクル制度の運営状況について、幅広く検討を行った。

#### （５）二輪車の自主リサイクル対策の推進

全軽HPに廃棄二輪車取扱店を掲載し、二輪車リサイクルの普及と周知を図った。また、不法に投棄された廃棄二輪車の適正なりサイクル促進に協力することにより、地方自治体等からも高い評価を得られている。

### 6. 軽自動車流通改善関係事業

#### （１）軽自動車届出の平準化

月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件数の40%以下とする目標については、令和4年1月～12月までの集計では33.4%となっており、目標を達成している。

#### （２）軽自動車届出の適正化

「軽自動車流通改善統計月報」を作成・配布し、都府県地区軽自動車協会の全会員ディーラーに流通改善指標の共有を図るとともに、「使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数」を都府県地区軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

#### （３）軽自動車の流通上の課題への対応

一般社団法人自動車公正取引協議会が開催する各委員会及び各部会の会議並びに研究会に出席し、自動車公正取引推進に協力した。

#### （４）自動車公正取引協議会との連携

新車においては、公正競争規約に基づく適正表示の一層の推進のため、公正競争規約遵守状況調査について地区公正取引協議会事務所（軽自動車協会）及び公正取引事務局による店頭表示に関する規約遵守状況の調査の実施等や地区主催の研修会において規約普及活動への協力などを行った。

### 7. 軽自動車検査関係支援協力事業

#### （１）軽自動車検査の申請窓口業務への協力

検査に係わる法律及び政省令の改正並びに国土交通省等関係各省庁、軽自動車検査協会からの通達等について、都府県地区軽自動車協会を通じ、同会会員ディーラーに対する周知徹底を図った。なお、令和4年度においては、「自動車検査証の有効期間の伸長」等の事案が、豪雨の被害対応、新型コロナウイルス感染拡大防止対応など計6件あった。

また、軽自動車検査協会の窓口における検査申請手続きの円滑、迅速な業務処理に協力するため、軽自動車検査協会との委託契約に基づき、申請書類整備確認及びOCR投入業務761.6万件、自動車検査証返納等業務281万件を実施した。

#### （２）軽自動車検査手数料の収納業務への協力

軽自動車検査協会との委託契約に基づき、全国の事務所において検査手数料収納事務を実施した。なお、令和5年1月1日より検査手数料等が改定されたことに伴い、来所者等への周知を図った。

### 8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

#### （１）軽自動車税の徴税関連業務への協力

① 軽自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（種別割）申告書の受付等の業務

当連合会では、全国の事務所に軽自動車の検査申請に関する窓口を設けていることから、都道府県及び市区町村の軽自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（種別割）申告書の受付業務について、昨年度に引き続き協力した。

② 軽自動車税納付情報提供サービス

上記①の業務とともに一部の事務所が市町村等

から受託していた税申告の電子入力業務について、自動車検査証情報を利用した「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開しており、令和5年3月末現在で2県76市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

### ③ 検査情報の提供

宮城県軽自動車等運営協議会、河北町、埼玉県市町村軽自動車税事務協議会、東京都市長会等の22の団体等に対し、軽自動車の徴税事務を適切に行なうための情報として、「軽自動車転出車両情報」の提供を行ったほか、地方公共団体情報システム機構、東京都、千葉県、熊本県に対し、情報の提供を行った。

### (2) 軽自動車税関係手続の電子化に関する情報収集と適切な準備・対応

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査等における種別割の納付有無の事実確認について、令和5年1月からオンライン手続により行うことが可能となることから、国土交通省及び軽自動車検査協会から情報収集を行い、事務所へ展開した。

### (3) 軽自動車の検査関連業務の受託

事務所において、昨年度に引き続き、市町村等から検査申請・届出に係る軽自動車税申告等の受託業務を行った。

### (4) 軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進

#### ① 軽自動車OSSの申請代行

令和5年3月末時点で、全53事務所中49事務所において全軽自協が申請代理人となる申請代行を実施している。令和4年度は受託先を354事業者から368事業者を増やし、申請代行件数は1,100,355件（前年比109.6%）となり、運用開始からの累計件数は343万件超となった。

軽自動車OSS（新車新規）については、事務所と契約している行政書士が申請代理人となり、令和5年3月末時点で、全53事務所中27事務所において、92事業者から依頼を受け、27,534件の申請

代行を実施した。

## 9. 軽自動車用紙関係事業

軽自動車所有者承諾書（所有権留保車用）515,582セット、OCR申請書（4号）2,284,000枚、軽自動車変更（転出）申告書462,950セット、市区町村別軽自動車車両数統計資料740冊を印刷・頒布した。

## 10. 組織運営改善対策

### (1) 会議の開催

具体的な事業展開に際しては、各委員会・部会での検討を経て、効率的な展開を心がけた。これらの会議の開催状況は、税制・広報委員会2回、流通委員会1回、二輪車委員会1回、二輪車委員会企画部会2回、運営改善特別委員会専門部会1回となっている。

その他、全国事務局長会議2回その他、以下の会議・研修・指導を行うことにより、事業の適切な運営に努めた。

軽自動車協会専務理事会議2回、新任事務局長会議1回、事務所への会計・税務・経理指導11事務所、軽自動車協会ブロック協議会等（本部参加分）15回、軽自動車協議会企画部会2回、四輪銘柄別販売店専務理事・事務局長会議1回、経理担当者研修会4回、事務所職員業務研修会1回、事務所中間管理者会議1回

### (2) コロナ禍での感染防止対策の徹底とリモート会議の取り組み推進

コロナ禍での感染防止対策として、6月の通常総会をはじめ10会議をWeb会議とした。

### (3) 会報の発行

当連合会の会報「軽自動車情報」は、中央・地方を緊密に結ぶ絆として創刊以来、年度末の令和5年3月号をもって通算847号となった。

### (4) 賞勲業務の実施

叙勲等を受けられた当連合会関係者4名に対し、記念品を贈呈した。

### (5) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

①技術情報管理手数料収納代行手数料の小規模事務所への配賦について

令和3年10月から新たに徴収が始まった技術情報管理手数料検査手数料の収納代行手数料収入については、一定割合を本部で留保し、当該手数料収入が窓口担当職員の人件費に満たない事務所に対して、不足額に応じて再配賦を行った。

②小規模事務所支援の適用及び支援金の交付

保有台数及び年間新車販売台数が少なく財政状況が厳しい福井事務所に「全軽自協運営支援金交付基準」に基づく支援金を交付した。

**(6) 全軽自協の内部統制の強化**

令和4年度6月より内部統制強化のための検討を始めており、税理士法人新日本筒木と内部統制の整備及び運用に関する全般的な助言を受ける業務委託契約を締結し、検討作業を進めるとともに、第5回正副会長・常任理事懇談会、第5回理事会、第2回全国事務局長会議において検討作業の進捗状況を報告した。